

第 11 期中野区健康福祉審議会

障害部会 報告書（案）

障害部会

< 目 次 >

はじめに	1
------	---

第1章 中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について

1 障害特性に応じた相談支援体制の充実について	2
2 障害福祉サービス基盤の整備について	3
3 障害者の社会参加の充実について	5
4 障害児支援について	6
5 安心・安全なまちづくりについて	7

用語説明	9
------	---

（本文中に「＊」が付帯している語句について記載しています。）

《資料編》

1 障害部会委員名簿	13
2 障害部会における審議内容	14

はじめに

第11期中野区健康福祉審議会では、諮問内容のうち、中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について、より専門的な審議を行うための専門部会として、障害部会を設置し、検討を行った。

【第11期中野区健康福祉審議会への諮問事項】

区は、中野区基本構想に掲げる将来像「つながる はじまる なかの」及び「中野区基本計画」の実現に向けて、様々な取り組みを推進しています。また、SWC(Smart Wellness City)構想を策定し、区民の意識と行動の変容を促すとともに、「歩きたくなるまちづくり」等の施策や重層的支援体制の強化に取り組んでいます。

この実現に向けて、保健医療、社会福祉及び健康増進の施策に盛り込むべき事項、とりわけ、以下の計画の改定・策定に関する意見について、中野区健康福祉審議会条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 中野区地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画を含む)の改定・策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について
- 2 中野区スポーツ・健康づくり推進計画の改定・策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について
- 3 第10期中野区介護保険事業計画及び中野区認知症施策推進計画の改定・策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について
- 4 中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画の改定・策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について

【障害部会への付託事項】

中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画の改定・策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について

本報告書は、障害部会への付託事項について審議した内容について報告書としてまとめ、中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方等を示したものである。

第1章 中野区障害者計画、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方について

近年、障害者を取り巻く環境は過渡期を迎えている。障害者権利条約をめぐる国連障害者権利委員会の総括所見を受けた対応や障害者差別解消法の施行・改正等により、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、自分らしく暮らすことができる共生社会の実現が求められている。また、地域共生社会の実現に向けては、育ち、学び、就労、社会参加など生活全般にわたる支援を地域全体で支えていくことの重要性が高まっている。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う仕組みの構築が求められている。

一方で、障害者本人や家族の高齢化、障害の重度化などにより障害福祉サービスのニーズは多様化・複雑化している。また、障害のある人が、適切な支援を受けながら希望する地域生活を継続し、自らの意思に基づいて社会参加できる環境を整えていくためには、行政主導による福祉サービスの充実や持続可能な支援基盤の整備と関係機関の連携強化、地域における支えあいや理解の促進を複合的に進めていくことが必要である。

1 障害特性に応じた相談支援体制の充実について

(1) 相談支援体制の充実

障害者が地域で安心して生活を継続するためには、障害福祉サービスの利用に関する相談だけでなく総合的な相談支援体制の充実が重要である。

現在の区の相談支援体制は、基幹相談支援センター^{*2}、すこやか障害者相談支援事業所^{*13}及び指定特定相談支援事業所^{*9}それぞれが課題を抱えており、相談支援体制全体として十分に機能しているとは言い難い。基幹相談支援センターを核として、各相談支援機関の課題を改めて整理するとともに、役割分担や連携のあり方を再検討していく必要がある。基幹相談支援センターが、相談支援事業所への支援や人材育成、地域全体の相談支援ネットワークの整備を進めながら、地域課題の把握・整理を行い、障害者自立支援協議会^{*12}と連携し、その解決を図っていくことが求められる。

また、相談支援体制の充実にあたっては、相談支援専門員の確保や相談支援事業所の運営基盤の強化を図るとともに、医療分野のみならず介護・高齢分野との連携強化を進めていく必要がある。さらに、DXを活用した関係機関の情報共有や業務の効率化についても検討してほしい。

江古田三丁目重度障害者グループホーム等に整備する身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点^{*15}については、緊急時の受入れや体験の機会の提供など、地域生活支援拠点に求められる機能が十分に発揮されるよう、拠点コーディネーター^{*4}を活用し、利用者の視点に立った運営方法を検討する必要がある。特に、緊急時の受入れについて

は、必要な支援を確実に提供できる体制を整備するとともに、緊急受入れの要否判断や、相談から移送、利用開始に至るまでの動線をあらかじめ整理しておくことが重要である。

(2) 高次脳機能障害^{*5}に対する支援の推進

高次脳機能障害は器質性精神障害に分類され、障害特性も多様で必ずしも障害者手帳を所持しているとは限らないため、支援対象者の実態把握が難しいという課題があるが、支援体制を検討するためにも、対象者数やニーズ等の把握に努める必要がある。

高次脳機能障害者への支援においては、医療機関から地域生活への移行支援が重要であり、そのためのコーディネート機能を強化していく必要がある。区では、障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」において、本人及び家族への専門相談を実施しているが、障害特性や支援ニーズが多様であり、本人だけでなく家族への影響も大きいことから、一人ひとりの状況に応じた支援を提供できる体制づくりと家族支援の充実を検討する必要がある。

また、退院後の地域生活を支えるためには、障害者就労施設等における高次脳機能障害の理解促進、受け入れ体制の充実を図るとともに、生活支援や就労支援、福祉サービス利用などを切れ目なくつないでいく必要がある。そのためには、医療、福祉、介護等の関係機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められる。

あわせて、高次脳機能障害の主症状のひとつである失語症^{*8}の方への支援として、区内在住の意思疎通支援者の育成及びICT機器やコミュニケーション支援ツールの活用について検討が望まれる。

2 障害福祉サービス基盤の整備について

(1) 福祉人材の確保

障害福祉分野における人材不足は深刻な課題となっており、安定したサービスの提供を維持するためには、人材の確保・育成・定着を総合的に進めていく必要がある。

障害福祉分野の人材確保において、賃金水準の低さが大きな課題となっている。特に移動支援や相談支援については、報酬単価の低さが要因となり人材確保が困難な状況となっている。安定的な人材確保・定着のためには、処遇改善加算の上位区分を取得できるよう支援するだけでなく、賃金上昇に向けた区独自の事業所支援策について、検討していく必要がある。

特定技能制度を活用した外国人人材の活用も有効な方策の一つであるが、定着に向けた支援や就労環境の整備を進めるなど、従業者及び雇用者への支援を推進していくことが重要である。

前述の短期的な人材確保のための施策のみならず、将来における人材確保の観点から、小・中学校における福祉教育や障害福祉サービス事業所との交流、施設見学や就労

体験等を通じて、子どもの頃から障害福祉への理解や関心を深めることが重要である。障害のある人が地域で当たり前に暮らしていることを知る機会を増やし、将来的な福祉人材の裾野を広げていく取組が必要である。

また、福祉人材の確保においては、障害福祉分野を選んでもらえるような魅力の発信や介護職のイメージ改善・理解促進を図ることも不可欠である。そのためには、給与や福利厚生だけでなく、やりがいや将来のキャリアパスが見える仕組みづくりが求められる。加えて、区内大学との連携についても検討していくことが望ましい。

さらに、人材の確保、定着、離職防止を図るためには、中堅職員向けの研修や事業所間の交流機会の充実、経営者向けの事業所運営の向上や人材マネジメントに関する支援についても検討していく必要がある。

(2) 施設整備の推進

障害児者が住み慣れた地域で安心して生活をするためには、障害特性やそれぞれのニーズ、目的に応じた施設整備を進めていくことが重要である。

日中活動系施設の整備にあたっては、医療的ケア^{*1}が必要な方や強度行動障害^{*3}のある方など、多様化・重度化する支援ニーズに対応できる受け入れ体制の確保が求められる。また、通所を継続する上で送迎が不可欠な利用者も多いことから、施設整備と併せて送迎体制の充実についても検討してほしい。

居住支援系施設については、重度障害者グループホームや日中サービス支援型グループホーム^{*16}の整備を進めるにあたり、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方など、専門的な支援が必要な障害者の受入れに重点を置く必要がある。あわせて、手厚い支援体制を継続的に確保するためには、人材確保や運営に対する支援も重要である。さらに、グループホームに居住する精神障害者等で、比較的支援の必要性は高くないものの、引きこもり等により日中の行き場がない方に対する支援のあり方についても検討してほしい。

障害児施設については、区内に利用できる短期入所の受入れ先が不足していることから、保護者の負担軽減や緊急時対応の観点も踏まえ、今後整備を予定している児童発達支援センター^{*10}において、短期入所機能の整備を検討していく必要がある。

施設整備を進めるにあたっては、施設に求められる役割や目的、機能を明確にしたうえで、実際に運営を担う事業者や利用者、家族等の意見を十分に反映していくことが不可欠である。多様な機能を備えることを目的とするのではなく、利用者にとって必要な支援が確実に提供される施設となるよう、設計段階から運営面も含めた検討を行うことが重要である。また、施設整備の手法については、運営事業者が円滑に事業を実施できるような方法を検討していく必要がある。

3 障害者の社会参加の充実について

(1) 文化・芸術、生涯学習の機会の提供

文化芸術活動は、障害者の自己表現や生きがいづくり、社会参加につながる重要な機会である。そのため、障害の有無を問わず参加できるインクルーシブな文化芸術事業やアール・ブリュットをはじめとする文化芸術の魅力発信及び活動支援を推進していく必要がある。また、文化芸術活動においては、作品の展示、音楽やダンスなどの発表を通じて、自己肯定感や成長につながることを期待されるため、発表機会や交流機会の充実を図る必要がある。

加えて、障害者の文化芸術活動を障害者のみの活動として位置付けるのではなく、商店街や民間企業等との様々な主体との連携を検討するなど、誰もが文化芸術に親しみながら参加し、その作品や表現が評価される環境づくりが重要である。活動の成果が適切に評価され、本人に還元されることで所得支援や活動支援につながるような取組が求められる。

学習の機会については、特別支援学校卒業後の学びの場や余暇活動の場が十分に確保されていないという課題がある。様々な文化活動プログラムを用意し、障害者が興味や関心に応じて学びや活動を体験できる環境整備が重要であり、そのためには、地域活動支援センター^{*14}や居場所づくり事業の活用、民間企業との連携も視野に入れ、活動場所の確保や移動支援等を含めた参加しやすい仕組みづくりが必要である。障害者を対象とした事業の充実に加え、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できる生涯学習環境の整備を推進することも求められる。

(2) 障害者の就労支援の推進

法定雇用率の引上げが進む中、障害者雇用のさらなる促進に向けた取組が必要である。同時に、障害者雇用を単に法定雇用率達成のための手段として捉えるのではなく、障害者一人ひとりの能力や適性を評価し、企業で活かすという考え方を企業側に浸透させていくことが重要である。

企業においては、障害者が担うことのできる業務の切り出しや職務とのマッチングが課題となっていることから、障害者雇用に関する理解やノウハウの共有を促進する取組が求められる。また、障害者の就労支援として、本人の能力や意向に応じた業務とのマッチングを丁寧に進めるといった、一人ひとりに合わせた支援が必要である。

一般就労後の職場定着支援や、離職した場合に再度就職に取り組めるような相談や訓練等の支援体制の構築が望ましい。特に精神障害者については、その疾患がもたらす症状の不安定さから就労と離職を繰り返さざるを得ない場合もあり、継続的な相談支援や就労支援機関との連携が求められる。

福祉的就労（就労継続支援B型）は、障害者の働く機会や社会参加の場として重要な役割を担っており、工賃の向上は、やりがいや意欲向上につながる重要な課題である。そのためには、区内事業所の製品や受注可能な業務の周知を進め、販路や受注機会の拡

大を図る必要がある。一方で、自主生産品については、「障害者が作った製品」ということではなく、製品そのものの魅力や品質によって評価されることが重要であり、一般市場での商品力や付加価値を高めていくための支援が必要である。

さらに、共同受注については、安定的な就労機会の確保に重要な役割を果たしている一方、工賃向上につなげるためには、受注する業務の量だけでなく質にも着目し、業務内容や受注のあり方を検討していく必要がある。

加えて、ICTやデジタル技術の活用など新たな分野への取組や、民間企業の視点や発想を取り入れ、時代に即した事業展開を検討するとともに、専門的知見を有する人材による助言や支援など、事業所が工賃向上に取り組むための後方支援や環境づくりが求められる。

(3) 障害児者の居場所づくりの充実

障害児者が地域で安心して生活するためには、通勤、通学、通所の日中活動の場だけでなく、それ以外の時間も安心して過ごせる居場所の確保が重要である。通勤、通学、通所の終了後や休日、長期休暇期間中に利用できる居場所は限られており、家族の就労継続や負担軽減だけでなく、本人の社会参加や交流の機会の確保の観点からも、居場所機能の充実が求められる。

居場所については、単なる見守りや預かり機能だけでなく、相談支援、社会参加、利用者同士の交流、さらには就労や復職へのきっかけづくりなど、多様な役割を担うことが期待される。地域活動支援センターが持つ居場所機能も参考にしながら、障害種別や利用目的にとらわれず、様々な方が気軽に利用できる柔軟な居場所づくりを検討してほしい。

あわせて、居場所づくりを進めるためには、人材の確保や職員体制の整備が課題であり、事業者の継続的な運営が可能となるための支援についても検討されたい。

4 障害児支援について

障害や発達に課題のある子どもが、適切な支援を受けながら成長していくためには、早期から切れ目のない支援を提供するとともに、子どもや家族の状況に応じた相談支援体制を整備していくことが重要である。そのためには、障害児通所支援の支給決定プロセスの効率化や関係機関の情報共有の強化を図るとともに、児童発達支援センターの整備を見据えながら、障害児支援のあり方や相談支援体制について検討を進めていくことが求められる。

障害児通所支援の利用にあたっては、複数の関係機関との面談や手続きが必要となることから、保護者負担の軽減や支給決定までの期間短縮が課題である。また、関係機関で十分に情報共有がされていない現状がある。そのため、相談支援の質を維持しながら、関係機関の連携強化やDXを活用した情報共有の仕組みづくりを進める必要がある。一方で、

D Xを活用した情報共有を進めるにあたっては、行政機関と民間事業所における情報セキュリティ体制に差異があることが課題となる。適切な情報管理のもとで連携を進める仕組みづくりの検討が必須である。

セルフプラン率の低減に向けては、相談支援専門員の確保に加え、療育相談^{*17}からサービス利用までのプロセスの検証、相談支援につながりやすい仕組みづくり、利用実態や地域特性を踏まえた要因分析を進める必要がある。

こうした背景をもとに、児童発達支援センターの整備においては、障害児通所支援の支給日数や支援のあり方を含め、どのような児童に対して重点的な支援を行うのか、その役割や方向性を明確にする必要がある。さらに、障害特性や家庭状況に応じた支援の提供や、インクルーシブな視点を取り入れた支援について、今後の方向性を検討していくことが望ましい。

5 安心・安全なまちづくりについて

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害者が住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、移動環境や公共施設を含めたバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進が重要である。

中野駅周辺には、放置自転車等によって点字ブロックが塞がれ、視覚障害者をはじめとする歩行者の通行の妨げとなっている箇所があり、野方 WIZ 前のバス乗り場一帯は、バス、自転車、歩行者が交錯しており危険性が高い。そのため、違法駐輪や道路上の不法占用物への対策を進めるとともに、歩行空間の安全確保やバス停留所における待合環境の改善など、誰もが安心して移動できる環境整備を進めていく必要がある。

また、区有施設におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進も重要である。障害や加齢などにより移動に何らかの支障を有する場合でも円滑に施設利用ができるよう、設備や運用面での配慮を進める必要があり、障害者の利用実態やニーズを踏まえ、利用しやすいさや分かりやすさにも配慮した質の高いバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備に取り組むことが求められる。

バリアフリー化の推進に当たっては、まち歩きや施設利用等を通じて得られた情報や区民から寄せられた意見を蓄積し整備や改善に反映していくとともに、障害当事者の意見を継続的に把握することで多様な障害特性に応じた合理的配慮^{*6}を実現していくことが必要である。

(2) 災害時における障害者支援体制の整備

災害時において、障害者を含む要支援者が安全かつ円滑に避難を行い、避難生活を送るためには、実効性の高い支援体制を構築することが重要である。

そのためには、障害者本人と支援者が平時から避難行動を確認し、災害時に適切な避難につなげられるよう、より実効性の高い災害時個別避難計画書^{*7}の作成を推進するべ

きである。自宅や施設にいる場合だけでなく、通所や通勤の途中など移動中に災害が発生した場合の支援体制についても検討が必要である。障害者の地域生活への移行が進んでいることから、施設入所者だけでなくグループホーム利用者も含めた避難体制を検討する必要性が高まっている。サービスにつながっていない人の存在をどのように把握していくのか、災害時における情報共有の仕組みをどのように構築していくかも大きな課題である。

危険箇所や地域特性を踏まえた避難支援体制の整備も重要である。障害者が参加しやすく、当事者や支援者が具体的な行動をイメージできる実践的な防災訓練の実施、避難所及び福祉避難所における運営体制の充実が求められる。また、福祉避難所の円滑な運営に向けて、福祉人材の確保や関係機関との連携強化、福祉避難所運営法人への支援のあり方についても早急な検討が必要である。

（３）住まいに関する支援の充実

障害者の住まいに関する支援については、住宅確保要配慮者^{*11}に対する入居支援や入居後の居住継続を支える支援の充実が求められている。一方で、中野区は都心部に位置し家賃が高いことから、生活保護制度における住宅扶助上限額の範囲内で入居可能な物件が限られている現状がある。そのため、相談支援に加え、不動産関係団体や福祉部門と連携しながら、障害者が地域で安定した居住を継続できるよう支援を進めていく必要がある。

用語説明

あ行		
1	医療的ケア	日常生活において必要とする人に対して行われる医療的な支援。 例として次のようなものがある。 ①人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 含む） ②気管切開の管理 ③鼻咽頭エアウェイの管理 ④酸素療法 ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） ⑥ネブライザーの管理 ⑦経管栄養（経鼻・胃ろう等、持続経管注入ポンプ） ⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養（IVH）、肺高血圧症治療薬等） ⑨皮下注射 ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿（間歇的導尿、持続的導尿） ⑬排便管理（消化管ストーマ、摘便・洗腸、浣腸） ⑭痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
か行		
2	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。また地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組み、権利擁護・虐待防止を行う。
3	強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

4	拠点コーディネーター	拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う地域生活支援拠点に配置されたコーディネーター。
5	高次脳機能障害	脳梗塞や脳出血等の脳血管障害者や、交通事故等による頭部外傷等で脳が損傷を受け、注意力や記憶力、言語能力、感情のコントロール等の能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。
6	合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において定義される。障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、又は過度の負担を課さないものをいう。
さ行		
7	災害時個別避難計画書	災害時避難行動要支援者名簿*に基づき、要支援者一人ひとりについて、本人の介護や障害の状況、避難時に必要な医療機器や移動に必要なものなどの情報をあらかじめ支援してくれる人と共有し、災害時に備えることを目的として作成する計画書。 *災害時にひとりでは避難が難しい方の安否確認や避難支援に必要な措置を円滑に行うための基礎資料として作成する名簿。名簿掲載者は、障害支援区分認定をうけた方、障害者手帳所持者で重度の方等で、避難にあたって同行や見守りなど支援が必要な方。
8	失語症	高次脳機能障害の一種で、脳の言語を司る部分が損傷を受けたことにより、話す、聴く、読む、書くといった言葉の能力が損なわれる状態。
9	指定特定相談支援事業所	障害者等が障害福祉サービスを利用する際にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う。事業者指定は、市町村長が行う。
10	児童発達支援センター	児童福祉法に基づき設置する、障害児への療育やその家族に対する支援を行うと共に、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

1 1	住宅確保要配慮者	低額所得者、高齢者、障害者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。
1 2	障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条 3 に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成された協議会。
1 3	すこやか障害者相談支援事業所	各すこやか福祉センター内に設置している障害者相談支援事業所。障害者（児）等の相談支援に係る業務のほか、指定特定相談支援事業所としての役割も担っている。
た行		
1 4	地域活動支援センター	障害のある人が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設。
1 5	地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。地域生活支援拠点は、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。 ※多機能拠点整備型： 各地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホーム、又は障害者支援施設に付加した拠点。 ※面的整備型： 地域における複数の機関が分担して機能を担う。
な行		
1 6	日中サービス支援型グループホーム	共同生活援助（グループホーム）の類型の一つ。重度障害者に常時の支援体制を確保するため、昼夜を通じて 1 人以上の職員を配置するとともに、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

ら行		
17	療育相談	障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスが必要であるか等を判定するための相談。区立療育センター（療育センターアポロ園及び療育センターゆめなりあ）で実施している。

《資料編》

1 障害部会委員名簿（9名）

（敬称略、五十音順）

氏名		職名等	備考
①	いとう 伊藤 かおり	帝京平成大学 人文社会学部 教育学科 准教授	副部会長
②	いとう ひろあき 伊藤 廣昭	一般財団法人 中野区障害者福祉事業団 常務理事 事務局長	
③	うえにし ようこ 上西 陽子	社会福祉法人 中野あいいく会 理事長	
④	きたがき りんこ 北垣 倫子	特定非営利活動法人 わかみやクラブ 理事	
⑤	たむら さんた 田村 三太	公募区民	
⑥	なかむら としひこ 中村 敏彦	社会福祉法人 東京コロニー 理事長	
⑦	まつだ かずや 松田 和也	特定非営利活動法人 リトルポケット 理事長	
⑧	やすだ ひびき 保田 響	公募区民	
⑨	わた ゆうじ 綿 祐二	日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 教授	部会長

2 障害部会における審議内容

開催日		議題
第1回	4月23日(木) 19時～21時	・ 部会長、副部会長の決定 ・ 今後の開催予定の確認
第2回	5月26日(火) 19時～21時	・ 令和7年度「健康福祉に関する意識調査」の実施結果について ・ 令和7年度「障害福祉サービス意向調査」の実施結果について ・ 令和7年度「中野区地域福祉計画」の進捗状況について ・ 令和7年度「中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画」の進捗状況について
第3回	6月23日(火) 19時～21時	・ 安心・安全なまちづくりについて ・ 福祉人材の確保について
第4回	7月29日(水) 19時～21時	・ 文化・芸術、学習の機会について ・ 就労支援について ・ 高次脳機能障害に対する支援について
第5回	8月19日(水) 19時～21時	・ 相談支援体制について ・ 障害児支援について ・ 障害児者の居場所づくり、夕方支援について ・ 施設整備について
第6回	9月8日(火) 19時～21時	・ 中野区障害者自立支援協議会の意見について ・ 障害部会報告書(案)について